

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正	文化振興・世界遺産課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	"
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	"
・ 公有水面埋立ての免許の出願	漁 港 漁 場 課
・ 公有水面埋立ての免許	"
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・ 種畜証明書の有効期間の延長	畜 産 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
◎ 公 告	
・ 土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を相当とする旨の決定	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の役員の就退任	"
・ 県営土地改良事業計画の決定	"
・ 県営土地改良事業計画変更の決定（2件）	"
・ 測量の終了（6件）	建 設 企 画 課
◎ 教育委員会規則	
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	働 き が い 推 進 室
◎ 教育長公告	
・ 長崎県公立学校教員採用選考試験の実施	高 校 教 育 課
◎ 公安委員会告示	
・ 運転免許取得者等教育の認定機関の変更の届出	運 転 免 許 管 理 課
・ 運転免許取得者等検査の認定機関の変更の届出	"
・ 指定講習機関の変更の届出	"

告 示

長崎県告示第258号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係					別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					1及び2 略				
3	構成資産調査等事業補助金	世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産についての調査等事業を支援することにより、保存管理を推進する。	略		3	構成資産調査等事業補助金	世界遺産の構成資産についての調査等事業を支援することにより、保存管理を推進する。		
4	世界遺産保存・活用等整備事業補助金	世界遺産の構成資産に係る市町、管理団体又は所有者が行う保存・活用等整備に要する経費であって、次に掲げるもの	(1) 略	(1) 略	4	世界遺産保存・活用等整備事業補助金	世界遺産の構成資産の国又は県指定の有形文化財の建造物に係る市町、管理団体又は所有者が行う保存・活用等整備に要する経費であって、次に掲げるもの	(1) 略	(1) 略
		(2) 略	(2) 略	(2) 略			(2) 略	(2) 略	(2) 略
		(3) 保全活動事業	(3) 市町の自主事業の	(3) 市町					
		構成資産や							

		その周辺地域での清掃・除草、獣害対策、石積みの修復等の保全活動事業に要する経費	場合、補助対象経費の2分の1以内、市町が民間団体へ補助する場合、補助対象経費の10分の10以内(上限50万円)。ただし、1構成資産あたり100万円を上限とする。
--	--	---	--

5 略

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～2 略				
3 ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築することで、高齢者、障害者等を対象とした誘致拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等事業 (2) 車椅子貸出、入浴介助等ネットワーク構築等事業	10分の10以内	略

4～5 略

6 宿泊施設イン	宿泊事業者が行う	補助対象者が実施するインター	2分1以内	長崎県旅館ホ
----------	----------	----------------	-------	--------

5 略

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～2 略				
3 ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築することで、高齢者、障害者等を対象とした誘致拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等事業 (2) 車椅子貸出、入浴介助等ネットワーク構築等事業	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	略

4～5 略

6 宿泊施設の緊	省エネや省力化に	補助対象者が実施する次に掲げ	予算の範囲内にお	県内宿泊事業
----------	----------	----------------	----------	--------

	ターンスリップ受入支援事業費補助金	外国人材の活用に向けた取組を支援すること で、宿泊施設における人手不足の解消を図る。	ンシップ受入にかかる経費	テル生活衛生同業組合	急環境整備支援事業費補助金	寄与する設備投資等を支援することにより、原油・物価高騰の影響を受けている宿泊事業者の経営改善を図る。	る取組に要する経費 (1) 省エネ設備の導入等に要する経費 (2) 省エネ・省力化につながるシステムの導入に要する経費	いて知事	者
7	宿泊施設DX人材育成等支援事業費補助金	物価高騰等の影響を受けている県内宿泊施設の業務効率化やサービスの向上を図るため、デジタルツールを活用できる人材の育成を支援			補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 人材育成の取組に要する経費 (2) IT機器やデジタルツールの導入に要する経費 ※ 宿泊施設DX人材育成等支援事業業務委託受託者からの伴走支援は必須	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	県内宿泊事業者		
8	宿泊施設の生産性向上支援事業費補助金	省力化等を通じた生産性向上のため取組を支援することで、原油価格・物価高騰に加えて人手不足の影響を受ける宿泊事業者の経営改善を図る。			補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 省力化を通じた生産性向上に資する設備等の導入に要する経費 (2) DX（システム化）を通じた生産性向上に資する設備等の導入に要する経費	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	県内宿泊事業者		

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事	大都市圏等における県産品	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する	2分の1以内。ただし、予	略

物産ブランド推進課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	長崎県県産品振興事	大都市圏等における県産品	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する		略

業補助金	の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	経費 (1) 物産展の開催に要する経費 (2) 「e-ながさきどっとこむ」を活用した物産展の開催に要する経費	算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	
業補助金	の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	経費 (1) 物産展の開催に要する経費 (2) 「e-ながさきどっとこむ」を活用した物産展の開催に要する経費		(1) 2分の1以内 (2) 10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。

3	長崎県産酒魅力発信事業補助金	長崎県産酒の普及を促進することにより、地域経済の活性化を図る。	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 長崎県産酒の魅力向上に要する経費 (2) 情報発信機能強化に要する経費	長崎県酒造組合	(1) 3分の2以内 (2) 10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。
---	----------------	---------------------------------	---	---------	--

国際課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	公益財団法人長崎県国際交流協会の事業を支援することにより、本県の国際化の促進を図る。	補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち必要と認めるもの (1) 国際理解講座 (2) 海外移住関連事業 (3) 外国人支援事業 (4) 国際交流団体支援事業	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県国際交流協会
3～6	略				

国際課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
2	公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	公益財団法人長崎県国際交流協会の事業を支援することにより、本県の国際化の促進を図る。	補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち必要と認めるもの (1) 国際理解講座 (2) 海外移住関連事業 (3) 外国人支援事業 (4) 国際交流団体支援事業	予算の範囲内で知事が定める額	(公益財)長崎県国際交流協会
3～6	略				
7	長崎県海外原爆展開	海外における原爆展の開催	補助対象者が実施する原爆展の開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	原爆展を開催する海

						催支援事業補助金	を支援し、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けた情報発信を行う。	費		る額	外県人会等
7	長崎県上海事務所運営費補助金	中国において、県内企業の活動支援、本県への観光客誘致対策、中国政府関係機関との連絡調整等を行うことにより、本県と中国の交流活性化を図る。	補助対象者が設置する長崎県貿易協会上海事務所の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	略	8	長崎県上海事務所運営費補助金	中国において、県内企業の活動支援、本県への観光客誘致対策、中国政府関係機関との連絡調整等を行うことにより、本県と中国の交流活性化を図る。	補助対象者が設置する長崎県貿易協会上海事務所の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	略
8 略						9 略					
9	LA Nagasaki-kai創立35周年記念式典開催補助金	記念式典の開催を支援することにより、LA Nagasaki-kaiの活性化および本県との交流促進を図る。	LA Nagasaki-kai創立35周年記念式典開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	LA Nagasaki-kai	観光振興課及び国際観光振興室共通					
観光振興課及び国際観光振興室共通						観光振興課及び国際観光振興室共通					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略						1 略					
2	長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・受入体制整備事業補助金	略				2	長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金	略			

長崎県告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
なつめ薬局	長崎市葉山1丁目3番13号	令和6年2月1日
ニック調剤薬局長崎労災前店	佐世保市瀬戸越3-2-22	令和6年4月1日

長崎県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	令和6年4月1日
松元リカバリークリニック	長崎市勝山町10-1プライムM勝山ビル4F・5F・6F	令和6年4月1日

長崎県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
八坂薬局	諫早市八坂町5-2	令和6年4月1日
平山台薬局	長崎市平山台1-1-13	令和6年4月1日
久山台薬局	諫早市久山台44-1	令和6年4月1日
井手薬局 京町店	佐世保市下京町9-19	令和6年4月1日
チトセ調剤薬局	長崎市千歳町2-7	令和6年4月1日
宇都薬局	諫早市宇都町180-1	令和6年4月1日
いきいき調剤薬局 壱岐	壱岐市郷ノ浦町東触1356-1	令和6年4月1日
そうごう薬局 壱岐店	壱岐市郷ノ浦町志原西触20-5	令和6年4月1日
いきいき調剤薬局 瀬戸	壱岐市芦辺町箱崎大左右触490-9	令和6年4月1日

長崎県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーションすみ香	長崎市エミメント葉山町2-5	令和6年4月1日
ファミリー訪問看護ステーション	諫早市土師野尾町1833-1	令和6年4月1日
訪問看護 ホームナース	佐世保市相生町2-26 2階	令和6年4月1日
訪問看護ステーション ころろ佐世保	佐世保市黒髪町3番28号	令和6年4月1日

長崎県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	島原市広馬場町375-3 古川ビル2階	令和6年4月1日
旧	株式会社 訪問看護ステーションころろ	島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ101	

長崎県告示第264号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和6年2月28日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
 - 名 称 長崎県
 - 所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 - 代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
 - 代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- (3) 埋立ての区域
 - ア 位置 長崎県平戸市野子町字野居松844番9、844番8、844番10の地先公有水面
 - イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積 860.79平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 長崎県平戸市野子町字野居松844番9、844番8、844番10の地内及び地先公有水面
 - イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積 9,915.04平方メートル

- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地
- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
 - 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
 - 長崎県平戸市田平町山内免808番地 長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所
 - 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所
 - (2) 縦覧の期間
 - 告示の日から起算して3週間

長崎県告示第265号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。
令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和6年3月29日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 - 名 称 長崎県
 - 所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 - 代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
 - 代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 区域1
 - 長崎県平戸市度島町字度島浦2496番7、2496番5、2496番5に隣接する水路、2482番13に至る地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 113.47平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 長崎県平戸市度島町字度島浦2496番8、2496番4、2496番7、2496番5、2496番3、2496番2、2496番2に隣接する白地、2496番5に隣接する水路、2482番13、2485番4、2485番3、2485番5、2482番2、2482番15、2482番16、2482番17に至る地内及び地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 6,478.17平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第266号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。
令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 農政課関係						1 農政課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～5 略						1～5 略					
6	長崎県 産地生 産基盤 パワー アップ	産地パ ワーア ップ計 画に基 づき実	共同利用施設整 備、農業機械 のリース、生産 資材の導入、農 業機械の現地実	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準によ	農業者、 農業者が 組織する 団体、民 間事業						

事業助 成金	施する 産地の 収益性 向上、 生産基 盤強化 及び新 市場獲 得に向 けた取 組を総 合的に 支援す る。	証、計画策定支 援、生産基盤の 強化、継承のた めの施設等の再 整備、改修等、 土づくり及びサ プライチェーン 構築のための実 証ほの設置等に 要する経費	る。	者、市町 村、公社 等
-----------	---	--	----	-------------------

2 農業イノベーション推進室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～7 略				
8 グリー ン農産 物PR 活動費 補助金	環境に 配慮し て生産 された グリー ン農産 物の消 費拡大 PRや販 路拡大 等によ り、本 県にお けるみ どりの 食料シ ステム 戦略の 推進を 図る。	グリーン農産物 の消費拡大PR や販路拡大等に 要する経費	定額（た だし、別 に定める 補助金額 の上限の 範囲内と する。）	県みどり 計画認定 農業者及 び県みど り認定農 業者が組 織する団 体

3 農山村振興課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～5 略				
6 長崎県 農業委 員会交 付金等	農業生 産力の 増進及 び農業 経営の 合理化 ・農業 の健全 な発展 に寄与 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 農業委員会 交付金事業 ア 農業委員 及び農地利 用最適化推 進委員手当 イ 職員設置 費 ウ 農地調 査・資料整	略	

2 農業イノベーション推進室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～7 略				

3 農山村振興課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～5 略				
6 長崎県 農業委 員会交 付金等	農業生 産力の 増進及 び農業 経営の 合理化 ・農業 の健全 な発展 に寄与 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 農業委員会 交付金事業 ア 農業委員 及び農地利 用最適化推 進委員手当 イ 職員設置 費 ウ 農地調 査・資料整	略	

			備費 (2) 農業委員会 ネットワーク 機構補助金 事業 ア 農地法 (昭和27年 法律第229 号)により 都道府県農 業委員会 ネットワー ク機構が行 うものとさ れた業務に 要する経費 イ 市町農業 委員会の活 動支援に要 する経費				備費 (2) 農業委員会 ネットワーク 機構補助金 事業 ア 農地法に より都道 府県農業委 員会ネット ワーク機構 が行うもの とされた業 務に要する 経費 イ 市町農業 委員会の活 動支援に要 する経費				
7～10 略				7～10 略							
				11	長崎県 農業委 員会に よる情 報収集 等業務 効率化 支援事 業補助 金	農地等 の所有 者等に 対して 、意向 等を迅 速に把 握する とともに、 当該情報 を速やか に市 町、農 地中間 管理機 構等の 関係機 関と共 有する 。	農業委員及び農 地利用最適化推 進委員が利用す るタブレット端 末の購入に必要 な経費	定額	市町		
11 略				12 略							
5 農業経営課関係				5 農業経営課関係							
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～11 略				1～11 略							
				12	農業法 人経営 体育成 推進事 業費補 助金	企業の 農業参 入を促 進する とともに、 農業経営	企業参入及び農 業経営者等から の相談対応に要 する経費	予算の範 囲内で知 事が定め る額	一般社団 法人長崎 県農業会 議		

12～17 略					13～18 略						
18	未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業費補助金	集落営農法人等の経営発展等に向けた専門家を支援する。	稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業に要する経費	定額	一般社団法人長崎県農業会議	19	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	集落営農の組織化のサポート活動や集落営農法人の経営化に向けた専門家を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落営農組織化エスコートランナー支援事業 (2) 稼ぐ法人発展支援スペシャリスト派遣事業	(1) 定額 (2) 定額	(1) 長崎県担い手育成総合支援協議会 (2) 一般社団法人長崎県農業会議
19～23 略					20～24 略						
24	ドローン防除実施体制モデル産地育成支援事業費補助金	ドローンの活用による農家の労力軽減や生産性向上等を実現するため、ドローン防除実施体制のDX化に向けた取組	ドローン防除実施体制のDX化に向けた取組に要する経費	定額	農業協同組合	25	長崎県農業経営高度化支援事業費補助金	個人経営から法人化した経営体を支援することにより、法人化を促進し、農業経営の発展を図る。	農業経営者サポート事業又は農業経営・就農サポート推進事業による経営診断を受けて設立し、かつ雇用環境の改善に取り組んだ農業法人が法人化に要した経費	定額（1経営体あたり25万円）	農業法人

組につ
いて支
援を行
う。

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略				
11 ながさき産地基盤整備・強化事業費補助金	「チャレンジ園芸1000億達成計画」の実現に向け、気候変動に対応した強い産地づくりのためのハウスの補強や必要な資材導入等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 産地基盤整備事業 ア～ウ 略 エ 高温防止フィルム導入の取組 オ 反射資材導入の取組 カ 寒害防止保温資材導入の取組 (2) 略	略	
12～14 略				

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略				
11 ながさき産地基盤整備・強化事業費補助金	園芸品目の生産基盤の整備による労働生産性、品質の向上及び施設の強化による安定生産・規模拡大に取り組み、定量・定質（高品質）出荷の実現を進め、令和7年に園芸産出額1,000億円を達成する。	次に掲げる事業に要する経費 産地基盤整備・強化事業 (1) 産地基盤整備に必要な取組 ア～ウ 略 エ 加工業務用野菜等の出荷調製施設の改修等 オ みかんにおけるシーリングマルチ導入の取組 (2) 略	略	
12～14 略				
15 長崎県産地生産基盤パワーアップ事業費助成金	産地パワーアップに基づき実施する産地の収益性向上および生産基盤強化に向けた	共同利用施設整備、農業機械のリース、生産資材の導入、農業機械の現地実証、計画策定支援、生産基盤の強化、継承のための施設等の再整備、改修等、土づくりのための実証ほの設置等に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	農業者、農業者が組織する団体、民間事業者、市町村、公社等

15 略

16 略

17	ながさき水田農業生産強化支援事業費補助金	売れる米づくり及び水田農業による所得向上を推進するため、水田農業産地計画等に基づき実施する米・麦・大豆の産地拡大や「売れる米づくり」、スマート農業技術等の導入による水田農業の所得向上を図る取組へ支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 水田農業産地計画実践事業 水田農業産地計画に沿って実施する推進活動に要する経費 (1) 農業協同組合事業 (2) 生産部会等事業 (3) 集落営農組織等事業 2 種子生産支援事業 水田農業産地計画（種子産地計画）に沿って実施する、種子産地の維持に必要な条件整備に要する経費	1の(1) 3分の1以内 1の(2)及び(3) 3分の1以内 又は2分の1以内 2 10分の3以内	1の(1) 農業協同組合 1の(2)及び(3) 生産組織、集落営農法人等 2 種子生産部会、種子を生産する集落営農法人・集落営農組織等
----	----------------------	--	---	--	---

16～20 略

21	ながさき農業デジタル化促進事業費補助金	「データ駆動型農業」の実践による生産性・収益性向上及び管理作業の遠隔・自動化による労	次に掲げる事業に要する経費 1 データ駆動型技術導入支援事業 (1) 施設データ駆動型技術導入に必要な経費 (2) 露地データ駆動型技術導入に必要な経費 2 遠隔・自動	3分の1以内	市町等
----	---------------------	--	--	--------	-----

18～22 略

23	ながさき農業デジタル化促進事業費補助金	「データ駆動型農業」の実践による生産性・収益性向上及び管理作業の遠隔・自動化による労	次に掲げる事業に要する経費 1 データ駆動型技術導入支援事業 (1) 施設データ駆動型技術導入に必要な経費 (2) 露地データ駆動型技術導入に必要な経費 2 遠隔・自動	3分の1以内	市町
----	---------------------	--	--	--------	----

		働時間の削減等、デジタル化と働き方改革を進めることで、多様な人材が定着・活躍でき、快適で儲かる農業の実現を図る産地を支援する。	化技術導入支援事業 (1) 園芸 遠隔・自動化技術導入に必要な経費 (2) 水田 遠隔・自動化技術導入に必要な経費			働時間の削減等、デジタル化と働き方改革を進めることで、多様な人材が定着・活躍でき、快適で儲かる農業の実現を図る産地を支援する。	化技術導入支援事業 (1) 園芸 遠隔・自動化技術導入に必要な経費 (2) 水田 遠隔・自動化技術導入に必要な経費	3分の1以内	市町
22～24 略					24～26 略				
25	新・野菜産地 力アップ ブチャ レンジ 事業費 補助金	産地の課題に対し、輸出、スマート技術対策や気候変動への対策及び実需者ニーズを踏まえた栽培・販売対策の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 輸出等を旨とするスマートイン型産地の育成 (1) 輸出等を旨とするスマートイン型産地の育成 ア 産地の合意形成及び推進 イ 栽培技術の確立に向けた取組 ウ 新生産方式導入に係る資機材導入 エ 輸出等に対応した認証等の取組 オ 品質向上に向けた取組 2 課題解決型産地の育成 (1) スマート	1の(1)の ア、イ及び ビ オ 定額 1の(1)の ウ及びエ 2分の 1以内	農業者が組織する 団体、農業法人				
			(1) スマート	2の(1)の ア及びイ の(a)					

			露地産地の 育成 ア 産地の 合意形成 及び推進 イ 導入技 術の実証 及び技術 習得 (a) 技術 実証に 係る資 機材等 消耗品 導入経 費及び 借上料 (b) 技術 実証に 係る資 機材導 入経費 (2) 気候変動 に強い産地 の育成 ア 産地の 合意形成 及び推進 イ 導入技 術の実証 及び技能 習得 (a) 技術 実証に 係る資 機材等 消耗品 導入経 費及び 借上料 (b) 技術 実証に 係る資 機材導 入経費	定額 2の(1)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内 2の(2)の ア及びイ の(a) 定額 2の(2)の イの(b) 2分の 1以内	
26	長崎県 持続的 畑作生 産体制 確立緊 急支援 事業費 補助金	病害の 抑制及 び需要 に応じ た生産 拡大の 両立、 種ばれ いしよ の供給	次に掲げる事業 に要する経費 1 種ばれい しよの新産地 形成支援事業 (1) 種ばれい しよ産地の 形成 (2) 種ばれい しよ生産の	1及び2 市町等 1の(1) 10/10 以内 1の(2) 10aあ たり 20,000 円	

		力の強化、労働負担の軽減、新たな需要の拡大に向けた取組等を支援し、畑作産地の持続的発展の推進を図る。	開始 (3) 農業機械等の導入 2 ばれいしよ産地モデル育成推進事業 (1) ばれいしよ産地モデルの育成 (2) 農業機械等の導入 3 種ばれいしよ・ばれいしよ保管施設等整備事業 (1) 種ばれいしよ保管施設の整備 (2) ばれいしよ保管施設等の整備 (3) 高温対策施設の整備	1の(3) 2分の1以内 2の(1) 10/10以内 2の(2) 2分の1以内 3 2分の1以内			3 農業者の組織する団体等
27	未来へつなぐ水田農業産地支援事業費補助金	米、麦、大豆等の省力、低コスト化技術の実証・普及及び水田農業の収入アップに向けた高収益品目等新たな品目の選定・栽培実証・普及の取組を支援し、本県水田農業の維持発展を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 水田省力・低コスト化技術導入支援事業 (2) 水田高収益品目導入支援事業 (3) 水田省力化機械操作技術習得支援事業	(1)及び(2) 定額 (3) 2分の1以内			農業協同組合 生産組織、集落営農法人・集落営農組織、農作業受託組織等、市町等で構成する団体
28	長崎県畑地化	畑作物の産地	畑作物の産地形成に必要な活動	定額			市町 長崎県農

	促進事業費補助金	形成に 取り組む地域を 対象に、関係者間 での調整や畑地化に 伴う費用の負担等に 要する経費を助成す ること で、円滑な事業の実 施を図る。	及び畑地化に伴う費用の負担等に 要する経費	業再生協議会 地域農業再生協議会
--	----------	--	--------------------------	---------------------

7 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

--	--	--	--	--

1及び2 略

3	「農」ビジネスモデルブラッシュアップ支援事業	農業者と商工業者等の連携体により創出される 農産物の魅力を活かした農 ビジネスアイデアのブラッシュ アップ（付加価値をつける商品 開発やメニュー	3分の2以内	農業者と商工業者等で組織する連携体
---	------------------------	--	--------	-------------------

7 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1	長崎県「農」ビジネスモデル構築支援事業費補助金	農業者と商工業者とのビジネスモデルを構築するため、県産農産物の魅力を活かした加工品や調理メニューの開発、販売展開などに支援する。	農産物の魅力を活かして、県設定のテーマに沿ったビジネスモデル構築に対する生産から販売までの課題解決に必要な経費	定額 農業者と商工業者で組織する連携体
---	-------------------------	--	---	------------------------

2及び3 略

--	--	--	--	--

	業費補助金	農ビジネスアイデアを実現するため、連携体の課題解決や販路拡大等を支援する。	の開発、改良等)に要する経費		
4	長崎県大規模輸出産地モデル形成等支援事業費補助金	長崎県農水産物等の輸出において、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成等への取組を支援する。	海外の規制・ニーズ等の調査等や規制・ニーズ等に対応した生産・流通体系の転換等に要する経費	定額	県内の農林漁業者の組織する団体等

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				
24	長崎県畜産ワークスタイル改革事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>生産性向上につながるICT機器を整備する経費</u>	(1)及び(2) 略 (3) <u>2分の1以内</u>	略

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略				
24	長崎県畜産ワークスタイル改革事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	略

		よる体制強化を図るための取組を支援する。			
25 略					
26	略				
26	チャレンジ酪農推進事業費補助金	自家産乳用雌牛の増頭と、育成預託施設等を活用した乳用後継牛確保を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 12ヶ月齢未満の乳用雌牛の増頭 (2) 育成預託施設への預託経費	(1) 1頭当たり5万5,000円 (2) 2分の1以内。ただし、1頭当たり5万円以内	長崎県酪農業協同組合連合会、畜産クラスター協議会
26 略					
27	長崎県高能力雌牛採卵支援事業費補助金	高能力な雌牛から受精卵を生産・活用する取組を支援し、高品質な繁殖雌牛群の整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 和牛受精卵の活用により質の高い牛群整備を行うために必要な経費 (1) ゲノミック評価牛採卵支援 (2) ET活用 長崎和牛生産強化支援	1の(1) 2分の1以内。ただし、1採卵当たり3万7,000円以内 1の(2) 2分の1以内	略
27 略					
28	長崎県高能力雌牛採卵支援事業費補助金	高能力な雌牛から受精卵を生産する取組を支援し、高品質な繁殖雌牛群の整備を図る。	ゲノミック評価により高能力雌牛として保留された雌牛から受精卵を生産するために必要な経費	2分の1以内。ただし、1採卵当たり3万7,000円以内	略
28 略					
28～30 略					
31	飼料価格高騰緊急対策事業	配合飼料価格安定制度に加	次に掲げる事業に要する経費 (1) 配合飼料に対する支援	略	
29～31 略					
32	飼料価格高騰緊急対策事業	配合飼料価格安定制度に加	次に掲げる事業に要する経費 (1) 配合飼料に対する支援	略	

	費補助金	入する生産者に対する生産者積立金の一部及び単体飼料購入者の購入費用の一部を支援し、畜産経営の安定を図る。	配合飼料価格安定制度の年間契約数量に対する生産者積立金の一部を支援 (2) 略		
	費補助金	入する生産者に対する生産者積立金の一部及び単体飼料購入者の購入費用の一部を支援し、畜産経営の安定を図る。	配合飼料価格安定制度(令和4年度)の年間契約数量に対する生産者積立金の一部を支援 (2) 略		
32～34 略					
35	長崎県 耕畜連携推進事業費補助金	飼料用とうもろこし等の調製機械の導入を支援し、自給飼料生産拡大及び飼料自給率向上を図る。	飼料用とうもろこし等の調製機械導入に要する経費	耕畜連携 国産飼料 利用拡大 対策事業 費補助金 の国補助 残の4分 の1以内	飼料生産 組織等
36	ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金	持続的な酪農経営の確立を図るため、ゲノミック評価の実施や育成預託施設への預託の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 乳用雌牛のゲノミック評価推進事業 (2) 育成預託施設への預託事業	(1) 1頭当たり1万1,000円 (2) 2分の1以内。ただし、1頭当たり5万円以内	長崎県酪農農業協同組合連合会、畜産クラスター協議会
9 農村整備課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略					
9 農村整備課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略					

12	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図り、同施設の機能の保持と長寿命化、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>土地改良施設の定期的整備補修を行う事業</u> (2) <u>農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化並びに再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業</u>	(1) <u>30パーセント以内</u> (2) <u>20パーセント以内</u>	略
12	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、同施設の機能の保持及び耐用年数の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>土地改良区等による施設の定期的な維持補修を行うための資金の造成に対する助成</u> (2) <u>土地改良施設維持管理適正化事業で資金の造成に加入している土地改良区等が緊急に適正化事業対象施設の整備補修をする必要がある場合、その土地改良区等が資金造成額を整備補修年度に緊急に一括拠出する拠出金に対する助成</u>	<u>30パーセント以内</u>	略
13 略					
14	基幹水利施設管理事業補助金	大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、その効用を適正に発揮させる。	次に掲げる経費 (1) <u>国営土地改良事業により造成された基幹水利施設で、農林水産大臣により管理を委託された施設の管理費のうち整備費及び電力料</u> (2) <u>国営土地改良事業により造成された基幹水利施設で、農林水産大臣により管理を委託された施設のうち、省エネルギー化推進計画に基づき、省エネルギー化及びコスト削減の取組を行う施設への</u>	(1) <u>10分の6以内</u> (2) <u>定額</u>	略
14	基幹水利施設管理事業補助金	大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、その効用を適正に発揮させる。	<u>管理費のうち整備費及び電力料</u>	<u>10分の6以内</u>	略

		支援金			
15及び16 略				15及び16 略	
17	長崎県農業基盤整備促進事業補助金	担い手への農地集積の加速並びに耕作放棄地の再生及び有効利用を図り、競争力のあめ、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地、農業水利施設等の整備を実施する。	地域振興作物を生産する地域における生産基盤整備に対する経費。ただし、定率助成に係るものにおいて、市町以外が事業実施主体となる場合は、実施管内の市町が補助対象事業費の15パーセント以上（農作業道については10パーセント以上）を補助する場合に限る。	市町、 <u>土地改良区等農業者団体、農業法人等</u>	
		1 定率助成に係るもの (1) 農作業道 (2) (1)以外の工種	1 (1) 65パーセント以内 (2) 70パーセント以内		
		2 定額助成に係るもの	2 100パーセント以内。ただし、予算の範囲内で知事が別に定める額を上限とする。		
17	長崎県農業基盤整備促進事業補助金	担い手への農地集積の加速並びに耕作放棄地の再生及び有効利用を図り、競争力のあめ、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地、農業水利施設等の整備を実施する。	地域振興作物を生産する地域における生産基盤整備に対する経費。ただし、定率助成に係るものにおいて、市町以外が事業実施主体となる場合は、実施管内の市町が補助対象事業費の15パーセント以上（農作業道については10パーセント以上）を補助する場合に限る。	市町、 <u>土地改良区、農業協同連合会、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行うもの及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織</u>	
		1 定率助成に係るもの (1) 農作業道 (2) (1)以外の工種	1 (1) 65パーセント以内 (2) 70パーセント以内		
		2 定額助成に係るもの (1) <u>田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u> (2) <u>田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u> (3) <u>畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u> (4) <u>畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u> (5) <u>暗渠排水</u> (6) <u>湧水処理</u> (7) <u>末端畑地</u>	2 100パーセント以内。ただし、予算の範囲内で知事が別に定める額を上限とする。		

18～22 略

23及び24 略

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5	ながさき森林づくり担い手対策事業補助金	林業の担い手の技術の向上、福利厚生その他の対策を講じることに、林業労働力の安定的な確保及び林業の振興を図る。 次に掲げる事業に要する経費（(1)の場合にあっては、補助対象者が補助を行う場合の当該補助に要する経費とする。） (1) 福利厚生事業 別に定める認定林業事業者の林業専業作業員の社会保険に係る事業主負担に要する経費	(1) 3分の1以内	(1) 市町、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づく普通地方公共団体の協議会及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく認定林業事業者

かんがい施設
(8) 客土
(9) 除礫

18～22 略

23	資産評価データ整備事業補助金	土地改良施設の資産評価を支援する。	土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備に要する経費	100パーセント以内	土地改良事業団体連合会等
----	----------------	-------------------	-----------------------------------	------------	--------------

24及び25 略

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5	ながさき森林づくり担い手対策事業補助金	林業の担い手の技術の向上、福利厚生その他の対策を講じることに、林業労働力の安定的な確保及び林業の振興を図る。 次に掲げる事業に要する経費（(1)及び(3)の場合にあっては、補助対象者が補助を行う場合の当該補助に要する経費とする。） (1) 福利厚生事業 別に定める林業認定事業者の林業専業作業員専業作業班員の社会保険に係る事業主負担に要する経費	(1) 3分の1以内	(1) 市町、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく普通地方公共団体の協議会及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業認定事業者

		(2) 林業担い手等の育成確保事業 補助事業者が実施する安全巡回指導及び救助訓練活動に要する経費	(2) 10分の10以内	(2) 林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部
6～17 略				

12 森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6 合板・製材生	合板・製材・	次に掲げる事業に要する経費。	略	

		(2) 林業担い手等の育成確保事業 ア 巡回指導・救助訓練活動事業 補助事業者が実施する安全巡回指導及び救助訓練活動に要する経費 イ 伐木練習機導入助成事業 林業専門作業員等の安全技術向上研修を行うために補助事業者が伐木練習機を導入する経費	(2) 10分の10以内	(2) ア 林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部 イ 一般社団法人長崎県林業協会
6～17 略				

12 森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 長崎県 荒廃森林再生 事業費 補助金	新型コロナ感染症の影響により、木材流通量が減少する中、林業事業体の雇用の維持を目的とする。	事業主体が実施する鳥獣害防止施設等の整備（防鹿ネット）に要する労務費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6 合板・製材生	生産性向上等	次に掲げる事業に要する経費	略	

	<p>産性強化対策事業補助金</p>	<p>集成材等の木材製品の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組を支援する。</p>	<p>ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</p> <p>1 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）</p> <p>(1) 体質強化・花粉削減計画の策定</p> <p>(2) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>(3) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(4) 燃油・資材の森林由来資源への転換対策</p> <p>2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）</p> <p>(1) スギ材の需要拡大対策</p> <p>(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p>3 林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業（花粉の少ない苗木の生産拡大）</p> <p>(1) 花粉の少ない苗木の生産拡大</p>	<p>略</p>		<p>産性強化対策事業補助金</p>	<p>体質強化を図るための製材工場等の整備及び原木を安定的に供給するため、の間伐材の生産、路網整備等を支援する。</p>	<p>(1) 間伐等 (2) 林内路網の整備 (3) 高性能林業機械等の導入 (4) 木材加工流通施設等整備</p>	<p>略</p>
<p>7</p>	<p>林業・木材産業成長産業化</p>	<p>社会経済生活の向上とカー</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は</p>	<p>略</p>	<p>7</p>	<p>林業・木材産業成長産業化</p>	<p>1 持続的 林業 確立</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費 I 持続的 林業 確立対策</p>	<p>略</p>

促進対策事業費補助金
 ボンニユーートルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組を支援する。
 知事が別に定める。
 1 林業・木材産業生産基盤強化対策
 (1) 森林整備・林業等振興整備補助金
 (2) 森林整備・林業等振興推進補助金
 2 再造林低コスト化促進対策
 (1) 森林整備・林業等振興整備補助金

促進対策事業費補助金
 対策として間伐材生産、資材を高度利用するため^の施業、路網整備、高性能林業機械の導入等を支援する。
 2 木材産業等競争力強化対策として1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する。
 1 森林整備・林業等振興整備
 (1) 間伐材生産
 (2) 資源高度利用型施業
 (3) 路網整備・機能強化
 (4) 高性能林業機械等の整備
 (5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備
 2 森林整備・林業等振興推進
 (1) 森林整備地域活動支援対策
 (2) マーケティング力ある林業担い手等の育成
 (3) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）
 (4) 森林資源保全対策
 II 木材産業等競争力強化対策
 1 森林整備・林業等振興整備
 (1) 木材加工流通施設等の整備
 (2) 木質バイオマス利用促進施設整備
 (3) 特用林産振興施

									設等の整備 備 (4) 木造公 共建築物 等の整備
8 略					8 略				
備考 略					備考 略				

長崎県告示第267号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和6年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第268号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和6年4月9日

堂崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和6年3月27日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 2工区：長崎県南島原市有家町大苑字瀆11番17、19番7、20番10、20番13、20番17、20番26及び20番16に隣接する地先公有水面
 - 3工区：長崎県南島原市有家町大苑字瀆20番15、20番21、20番19、20番18、20番27、20番17、20番13に隣接する地先公有水面及び大苑字高砂谷893番17に至る地先公有水面
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
 - 2工区：28,953.20平方メートル
 - 3工区：123,310.33平方メートル
 - 計：152,263.53平方メートル
- 4 埋立地の用途
 - 2工区
業務施設用地：27,332.04平方メートル
道路用地：501.77平方メートル
水路用地：606.06平方メートル
護岸用地：513.33平方メートル
 - 3工区
業務施設用地：107,539.45平方メートル

- 道路用地：13,292.79平方メートル
- 護岸用地：2,478.09平方メートル
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成9年4月28日
長崎県指令8港許第91号
- 6 閲覧場所
長崎県南島原市西有家町里坊96番2
南島原市役所

公 告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 上有川土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 上有川土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月9日から令和6年4月29日まで
- 3 縦覧場所
新上五島町 農林課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、壱岐北部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
白 川 高 久	壱岐市勝本町立石仲触397番地	白 川 高 久	壱岐市勝本町立石仲触397番地
白 川 政 俊	壱岐市勝本町立石仲触332番地	松 本 徳 博	壱岐市勝本町立石南触393番地
樫 尾 光	壱岐市郷ノ浦町有安触163番地	久 保 昭	壱岐市勝本町立石東触446番地
富 永 栄 次	壱岐市芦辺町住吉東触1013番地	澤 木 満 義	壱岐市郷ノ浦町長峰東触1015番地
殿 川 敏 幸	壱岐市芦辺町住吉前触692番地	殿 川 敏 幸	壱岐市芦辺町住吉前触692番地
植 村 千 秋	壱岐市芦辺町中野郷仲触911番地	山 内 幸 由	壱岐市芦辺町住吉東触507番地
松 尾 義 光	壱岐市勝本町大久保触1797番地 4	植 村 千 秋	壱岐市芦辺町中野郷仲触911番地

倉 本 好 秀	壱岐市勝本町立石仲触686番地	山野井 繁 實	壱岐市芦辺町住吉東触169番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
植 山 義 孝	壱岐市勝本町立石東触730番地	倉 本 好 秀	壱岐市勝本町立石仲触686番地
高 木 和 久	壱岐市勝本町立石仲触360番地	植 山 義 孝	壱岐市勝本町立石東触730番地
		松 尾 義 光	壱岐市勝本町大久保触1797番地 4

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農地中間管理機構関連農地整備事業上有川地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農地中間管理機構関連農地整備事業 上有川地区 土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和6年4月9日から令和6年4月29日まで
- 3 縦覧場所
新上五島町 農林課

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、新地地区県営農村地域防災減災事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画変更書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
新地地区県営農村地域防災減災事業計画変更書
（ため池整備工）
- 2 縦覧期間
令和6年4月9日から令和6年4月29日まで
- 3 縦覧場所
平 日：西海市役所西海ブランド振興部農林緑推進課
土日祝日：西海市役所本庁宿直室

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、川棚西部地区地方創生道整備推進交付金土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画変更書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
川棚西部地区 地方創生道整備推進交付金 土地改良事業計画書
（農道工）
- 2 縦覧期間
令和6年4月9日から令和6年4月29日まで
- 3 縦覧場所
平 日：川棚町役場 産業振興課
波佐見町役場 農林課
土日祝日：川棚町役場 庁務員室
波佐見町役場 警備員室

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市小浜町、千々石町	令和5年12月22日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 大村市 植松三丁目、小路口町、坂口町地内	令和6年3月15日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、川棚町長か

ら公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
川棚町（全域）	令和6年3月15日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、岡南部土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市南串山町 岡南部地区	令和6年2月26日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量、用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市岐宿町	令和6年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島市長から公共測量（確定測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市久賀町 久賀地区	令和6年3月19日

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月9日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第6号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
○教育職員免許状に関する規則 平成元年6月20日 長崎県教育委員会規則第6号 別表第2（第3条、第4条関係） 中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法				○教育職員免許状に関する規則 平成元年6月20日 長崎県教育委員会規則第6号 別表第2（第3条、第4条関係） 中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法			
免許 教科	教科に関する専門的事項に 関する科目	最低修得単位数		免許 教科	教科に関する専門的事項に 関する科目	最低修得単位数	
		9以下	10以上			9以下	10以上
略		3以上の教	全ての教科	略		3以上の教	全ての教科
理科	物理学 化学 生物学 地学 <u>物理学実験・化学実験・生 物学実験・地学実験</u>	科に関する 専門的事項 に関する科 目について それぞれ1 単位以上	に関する専 門的事項に 関する科目 についてそ れぞれ1単 位以上	理科	物理学 <u>物理学実験（コンピュータ 活用を含む。）</u> 化学 <u>化学実験（コンピュータ活 用を含む。）</u> 生物学 <u>生物学実験（コンピュータ 活用を含む。）</u> 地学 <u>地学実験（コンピュータ活 用を含む。）</u>	科に関する 専門的事項 に関する科 目について それぞれ1 単位以上	に関する専 門的事項に 関する科目 についてそ れぞれ1単 位以上
略				略			
技術	<u>材料加工（実習を含む。）</u> <u>機械・電気（実習を含む。）</u> <u>生物育成 情報とコンピュータ</u>			技術	<u>木材加工（製図を含む。）</u> <u>金属加工（製図を含む。）</u> 機械 電気 栽培 情報とコンピュータ		
家庭	家庭経営学（家族関係学及 び家庭経済学を含む。） <u>被服学（被服実習を含む。）</u> 食物学（栄養学及び食品学 を含む。） 住居学 保育学			家庭	家庭経営学（家族関係学及 び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学 を含む。） 住居学 保育学		
略				略			
備考	略			備考	略		
別表第3（第3条、第4条関係） 高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する専門的事				別表第3（第3条、第4条関係） 高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する専門的事			

項に関する科目の単位の修得方法				項に関する科目の単位の修得方法			
免許 教科	教科に関する専門的事項に 関する科目	最低修得単位数		免許 教科	教科に関する専門的事項に 関する科目	最低修得単位数	
		9以下	10以上			9以下	10以上
略		3以上の教	全ての教科	略		3以上の教	全ての教科
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」	科に関する 専門的事項 に関する科 目について それぞれ1 単位以上	に関する専 門的事項に 関する科目 についてそ れぞれ1単 位以上	理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュ ータ活用を含む。）、化学実験 （コンピュータ活用を含 む。）、生物学実験（コン ピュータ活用を含む。）、地 学実験（コンピュータ活用 を含む。）」	科に関する 専門的事項 に関する科 目について それぞれ1 単位以上	に関する専 門的事項に 関する科目 についてそ れぞれ1単 位以上
略				略			
家庭	家庭経営学（家族関係学及 び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学及び食品学 を含む。） 住居学 保育学			家庭	家庭経営学（家族関係学及 び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学 を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報 処理		
情報	情報社会（職業に関する内 容を含む。）・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マル チメディア技術	それぞれの教科に関す る専門的事項に関する 科目について1単位以 上		情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マル チメディア技術 情報と職業	それぞれの教科に関す る専門的事項に関する 科目について1単位以 上	
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する

教 育 長 公 告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和6年4月9日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

1 目 的

長崎県公立学校教員の採用にあたり、選考資料とするために実施する。

2 選考校種・職、教科・科目、採用予定者数

校種・職	採用予定者数	
小学校教諭	230	離島枠（4名程度）を含む
中学校教諭	120	国語（20）、社会（10）、数学（10）、理科（15）、音楽（15）、美術（10）、保健体育（10）、技術（10）、家庭（10）、英語（10）
高等学校教諭	116	国語（10）、地理歴史〔世界史（2）、日本史（5）、地理（1）〕、公民（1）、数学（11）、理科〔物理（3）、化学（7）、生物（4）、地学（1）〕、保健体育（8）、芸術〔音楽（3）、美術（2）〕、英語（14）、家庭（5）、情報（4）、農業（5）、工業〔機械（6）、電気（6）、建築（4）、土木（2）、工業化学（1）〕、商業（9）、看護（2）
特別支援学校教諭	45	小学部（15）、中学部・高等部（30）
養護教諭	20	
栄養教諭	1	
計	532	

- (注) ① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
 ② 高等学校教諭（国語・英語）の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。
 ③ 高等学校保健体育については、採用予定者数8名のうち、陸上競技（中・長距離）、柔道、カヌー、ホッケーを専門競技とする者の中から、1名は採用する（特定競技採用枠）。ただし、採用基準に達する者がいない場合は、採用しない。特定競技採用枠で志願する者は、**電子申請に加えて**、競技履歴書を出願期間内に郵送にて提出すること。競技実績を証明する大会の賞状の写し（A4版に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書等がある場合には、競技履歴書に添付して提出すること。競技履歴書は、採用試験ホームページからダウンロードすること。
 ④ 高等学校情報の採用については、長崎市教育委員会が実施する長崎市公立学校教員採用選考試験と合同で行う（併願可）。長崎市公立学校の採用については、長崎市公立学校教員採用選考試験実施要項を確認すること。また、第1次試験の際に、採用に関する希望調査を別途行う。
 ⑤ 特別支援学校教諭志願者は、受験区分「特A」「特B」のうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部（小学部又は中学部・高等部）を選択すること（「第1次試験」参照）。
 ⑥ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

3 選考区分・受験種別・出願資格

選考区分には、一般選考と障害者特別採用選考がある。さらに、受験種別として、特別採用選考A～H及び免除申請がある。選考区分については、出願時に一般選考又は障害者特別採用選考のいずれか1つを選ぶ。さらに、特別採用選考A～H及び免除申請を希望する場合は、受験種別について該当するものを選ぶ。

一般選考については、【共通受験資格】を満たすことで出願できる。また、障害者特別採用選考及びその他の特別採用選考については、【共通受験資格】と【個別受験資格】の両方満たすことで出願できる。

なお、受験資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

【共通受験資格】

(1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者。 (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。(注) (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

- (注) ① 特別免許状又は臨時免許状の取得を前提として出願する場合を除く（別表1・2参照）。
 また、小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により受験する者については、合格後2年以内（令和9年3月31日まで）に必要な免許状を取得見込みの者も受験できる（「社会人特別採用選考」参照）。
 ② 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。
 ③ 特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。
 ※ 放送大学や免許法認定講習等で取得中の者は、免許取得の要件について、事前に県教育庁働きがい推進室（TEL：095-894-3331）に必ず確認すること。

<別表1> 特別免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校】 家庭 英語	令和6年11月30日までに、次の(1)及び(2)の両方を満たす者。 (1) 次の①~③のいずれかに該当する者。 ① 学校教育法第1条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、1学期間以上ある者。 ② 教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。 ③ 優れた知識経験等を有する者。 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者。 ・修士号、博士号の学位を有する者(原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識経験等を備えていること)。 など (2) 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状が提出できる者。
【高等学校】 英語 家庭 情報 農業 工業 商業 看護	
【特別支援学校】 自立活動	

(注) 特別支援学校(自立活動)については、特別採用選考により受験する場合に限る(「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考」参照)。

<別表2> 臨時免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校・高等学校】 家庭	栄養教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。
【中学校・高等学校】 英語	英語資格等保有者特別採用選考を、申請要件(3)又は(4)で出願する者(「英語資格等保有者特別採用選考」参照)。
【高等学校】 看護	養護教諭普通免許状及び看護師免許を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。
【特別支援学校】 音楽・美術・技術	中学校(音楽・美術・技術)、高等学校(音楽・美術)のいずれかの普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。ただし、大学推薦特別採用選考により受験する場合に限る(「大学推薦特別採用選考」参照)。

(注) ① 中学校・高等学校(家庭・英語)、高等学校(看護)の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。

② 特別支援学校の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、普通免許状を取得するための3年間の猶予期間を設ける。

【個別受験資格】

選考区分	申請要件等
一般選考	【共通受験資格】の要件
障害者特別採用選考	【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)~(5)のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者。 (2) 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る)の交付を受けている者。 (3) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。 (4) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

受験種別	申請要件等
A 離島教育	<p>【対象】小学校教諭 採用時を含めて通算して10年、原則同一離島市町に勤務できる者。 (離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする)</p>
B 特定教科 (情報)	<p>【対象】高等学校教諭(情報) 次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 大学又は大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得している者。 (2) 平成21年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は博士号を取得している者(令和7年3月31日までに取得見込みでも可)。 ①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト ④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ITサービスマネージャ ⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士 (3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。</p>
C 社会人	<p>【対象】すべての校種・職・教科(栄養教諭を除く) 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。 (1) 民間企業等(国公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く)において、平成29年4月1日以降、令和6年4月30日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。 (2) 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成31年4月1日以降、令和6年4月30日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。 (3) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)において、指導業務の従事者として位置付けられ、平成31年4月1日以降、令和6年4月30日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。</p>
D 英語資格等 保有者	<p>【対象】中学校・高等学校教諭(英語) CEFR B2相当(別表3参照)の英語の語学力を有する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。 (1) 志願する校種の英語教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。 (2) 民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が平成31年4月1日以降、令和6年4月30日までに3年以上ある者。 (3) 英語以外の教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。 (4) 大学又は大学院において(科目等履修生を含む)、「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得又は令和7年3月31日までに取得見込みで、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ(授業、特別活動などの実践経験)等を令和6年12月末までに終了している者。</p>
E 本県本務教員 退職者	<p>【対象】すべての校種・職・教科(栄養教諭を除く) 次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者(休職、育休等の期間は除く)。 (2) 育児等(育児、介護等)や諸般の事情(家族の転勤等による転居、転職等)を理由に本県公立学校を退職した者のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者。 ①平成26年4月1日以降に退職した者。 ②平成26年3月31日以前に退職した者で、令和3年4月1日から令和6年4月30日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。 (3) 懲戒処分歴がない者。</p>

特別採用選考	F 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者	【対象】特別支援学校教諭 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有し、当該資格に基づく重症心身障害児（者）の臨床経験が、平成31年4月1日以降、令和6年4月30日までに3年以上ある者。
	G スポーツ指導者	【対象】高等学校教諭 平成29年4月1日以降、令和6年4月30日までに、国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した選手の指導者又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。
	H 大学推薦	【対象】小学校教諭、中学校教諭（国語、理科、音楽、美術、技術、家庭、英語）、高等学校教諭（国語、地理歴史、数学、英語、家庭、情報、工業、商業）、特別支援学校教諭 長崎県公立学校教員を第一志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮することができると学長又は研究科長又は学部長が推薦する者で、次の（1）～（3）の全てを満たす者。 （1）対象となる一種免許状、二種免許状もしくは専修免許状を有する者又は令和7年3月31日までに確実に取得できる見込みの者。ただし、特別支援学校教諭（音楽・美術・技術）については、特別支援学校の免許状を有していない者でも、中学校（音楽・美術・技術）、高等学校（音楽・美術）のいずれかの普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに確実に取得できる見込みの者も可とする。 （2）「長崎県が求める教師像」に相応する資質・能力を有する者。 （3）学業成績が優秀である者。

4 特別採用選考の詳細

【共通事項】

- ① 電子申請に加えて、各特別採用選考の申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ② 下記の特別採用選考の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。なお、審査の結果、特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般選考での受験となる（（注）【共通受験資格】を満たす者に限る）。

【障害者特別採用選考】

- ① 採用予定者数は20名とする。なお、選考については、一般選考と分けて行う。
- ② 「障害者特別採用選考申請書」を出願期間内に郵送にて提出すること。申請書用紙の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）、返信先記入の上、84円郵便切手貼付〕を添えて、長崎県教育庁高校教育課に請求すること。
- ③ 申請書の記載内容により、必要に応じ、受験上の配慮をする（下表参照）。また、実技の免除等も審査の上、行う。

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例
点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

【A】離島教育特別採用選考

- ① 採用予定者数は、4名程度とする。なお、本特別採用選考で合格しない場合は、一般選考の対象となる。
- ② 電子申請の際に、「離島教育特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

【B】特定教科（情報）特別採用選考

- ① 採用予定者数は、高等学校教諭（情報）の採用予定者数に含む。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【C】社会人特別採用選考

- ① 小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内（令和9年3月31日まで）に志願する校種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願できる。
- ② 電子申請の際に、「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。また、上記①の者については、名簿登載期間更新制度についても併せて申請すること（「名簿登載期間更新制度」参照）。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。

④ 第2次選考の合格者には、職歴確認のため「在職証明書」の提出を求める。

【D】英語資格等保有者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、中学校・高等学校教諭（英語）のそれぞれの採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、平成31年4月1日以降に受験した試験を対象とする。
- ③ 申請要件（2）により出願する者は、「実務経歴証明書（英語を使用した業務に従事していることが分かる書類）」も併せて出願期間内に郵送にて提出すること。また、合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ④ 申請要件（4）により受験を希望する者は、単位の取得やインターンシップの実施について事前に大学に確認し、不明な点等がある場合は大学を通じて高校教育課（095-894-3358）に問い合わせること。また、第2次選考に合格した者は、令和6年12月末までに大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提出すること。
- ⑤ 各申請要件別の「選考上の特別措置」及び「出願及び採用の取扱い」については、下表のとおりとする。

申請要件	選考上の特別措置	出願及び採用の取扱い
(1)	第1次試験の全てを免除する。	
(2)		普通免許状を有しない者も出願可。特別免許状による採用。
(3)	第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。	臨時免許状による採用。
(4)		普通免許状を有しない者も出願可。臨時免許状による採用。

（注）特別免許状・臨時免許状による採用については、別表1・2を併せて確認すること。

<別表3> CEFR B2 相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定 英検 S-CBT 英検 CBT	日本英語検定協会	1級又は準1級合格者	英検 IBA は不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785点以上取得者	IPテストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160点以上取得者	
GTEC	ベネッセコーポレーション	1190点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、 日本英語検定協会	5.5以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600点以上取得者	

【E】本県本務教員退職者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・職・教科の採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【F】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、1名程度とする。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経歴証明書」（重症心身障害児（者）の臨床に従事していることが分かる書類）を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【G】スポーツ指導者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、若干名とする（採用予定者数の1割以内）。
- ② 「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類（大会要項の写し、賞状の写し（A4判に縮小すること）、競技団体が発行する成績証明書等）を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。なお、高等学校教諭（保健体育）志願者は、第1次試験の実技試験も免除する。

【H】大学推薦特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・教科の採用予定者数に含む。

- ② 別途定める「大学推薦特別採用選考」実施要項（教員採用試験ホームページに掲載）を参照すること。また、所属の大学が推薦指定校であるかを大学担当者に確認の上、手続きをすること。
- ③ **大学での手続きに加え、出願期間内に必ず電子申請も行うこと。**
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。なお、中学校教諭（技術・家庭）については、第2次試験の実技試験も免除する。

5 免除申請

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**免除の可否については受験票により通知する**。なお、下記の区分の重複申請は認めない。また、特別採用選考との重複申請については、「特別採用選考と免除申請の重複申請」を参照すること。

区分	対象	申請要件	免除内容
体免	中学校・高等学校教諭（保健体育）志願者	国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者。	第1次試験の全て 又は教職・一般教養試験
特免	高等学校教諭（保健体育を除く）志願者	次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。 （1）スポーツの分野において、国際レベルの大会（オリンピック、アジア大会等）に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。 （2）文化・芸術の分野において、国際レベルのコンクール・展覧会等に日本代表もしくはこれに準ずる資格により出場した者、又は全国レベルのコンクール・展覧会等において、優秀な成績を収めた者。 ※（1）・（2）ともに高校以降の実績に限る。また、団体種目にあっては、メンバー登録された者に限る。	第1次試験の教職・一般教養試験
臨免	全ての校種・職の志願者（栄養教諭を除く）	令和5年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、優秀と認められた者のうち、令和6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用された者（非常勤講師及び任期付短時間勤務職員を含む）について、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。 さらに、上記の者のうち、令和4、5年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、審査の結果、特に優秀と認められた者については、第1次試験の全てを免除する（ただし、小学校教諭・中学校教諭・特別支援学校教諭志願者に限る）。	第1次試験の全て 又は教職・一般教養試験
本免	全ての校種・職の国公立学校本務教員（栄養教諭を除く）	令和6年4月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種・職、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有しており、令和6年度末まで他自治体で国公立学校本務教員として勤務を継続する者。	【小学校教諭】 【中学校教諭】 【特別支援学校教諭】 【養護教諭】 第1次試験の全て及び第2次試験の実技試験 【高等学校教諭】 第1次試験の教職・一般教養試験
通免	小学校教諭・中学校教諭志願者 高等学校教諭・特別支援学校教諭・養護教諭志願者	令和7年度採用選考試験（小学校・中学校教諭）の第1次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。ただし、令和6年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種、教科・科目を受験する者に限る。 令和6年度採用選考試験の第2次試験結果通知において区分Ⅱ合格後、名簿登載されなかった者。ただし、令和6年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。	第1次試験の全て

- (注) 【体免】 中学校・高等学校教諭（保健体育）志願者に関する免除申請
 【特免】 特別な分野に関する免除申請
 【臨免】 臨時的任用等教員に関する免除申請
 【本免】 国公立学校本務教員に関する免除申請
 【通免】 前年度選考試験の結果通知に関する免除申請

【申請手続き】

電子申請に加えて、各区分の申請手続きに従って申請すること。各種申請書及び様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷（両面コピー）で提出すること。

区分	申請手続き
体免	「免除申請書（体免）」及び要件に係る大会の賞状の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
特免	「免除申請書（特免）」及び要件に係る大会の賞状等の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体等が発行する成績証明書、あるいは選手等として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
臨免	「免除申請書（臨免）」に必要事項を記入し、 4月16日（火）までに 現在勤務する学校の校長あて提出すること。
本免	電子申請の際に「免除申請書（本免）」を添付書類として送信すること。オンライン受験は、長崎会場受験と出願期間や試験日が異なっているため注意すること（「出願手続き・受験票の交付」、「第2次試験」参照）。なお、長崎会場受験とオンライン受験の重複受験はできない。
通免	以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。 ・小学校・中学校教諭志願者は「通知書」の写し ・小学校・中学校教諭以外の志願者は「令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果に係る通知書」の写し ・写真票（写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入したもの） ・返信用封筒1通〔角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）、返信先を記入（7月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「～行」と書かず「～様」とすること）の上、郵便切手300円分を貼付しておくこと〕

6 特別採用選考と免除申請の重複申請

特別採用選考及び免除申請については、別表4・5に示すⅠ～Ⅲ群間での重複申請はできる。ただし、Ⅲ群内の重複申請はできない。

<別表4>

群	種 別
Ⅰ群	【障特】 障害者特別採用選考
Ⅱ群	【離特】 離島教育特別採用選考
Ⅲ群	【情特】 特定教科（情報）特別採用選考 【社特】 社会人特別採用選考 【英特】 英語資格等保有者特別採用選考 【本特】 本県本務教員退職者特別採用選考 【理特】 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考 【ス特】 スポーツ指導者特別採用選考 【推特】 大学推薦特別採用選考 【免除】 各種免除申請 ※「免除申請」を参照

<別表5>

志願校種・職	Ⅰ群	Ⅱ群	Ⅲ群							
	障特	離特	情特	社特	英特	本特	理特	ス特	推特	免除
小学校教諭	●	■		◆		◆			◆	◆
中学校教諭	●			◆	◆	◆			◆	◆
高等学校教諭	●		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆
特別支援学校教諭	●			◆		◆	◆		◆	◆
養護教諭	●			◆		◆				◆
栄養教諭	●									

（注）●・■・◆のうち、同じ記号は1つだけ選択可。例えば、小学校教諭志願者の場合、【障特】＋【離特】＋【社特】の重複申請はできるが、【社特】＋【免除】のようなⅢ群内での重複申請はできない。

7 加点制度

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする（同一項目内での複数申請は不可）。なお、一部については、令和7年3月31日までに取得見込みの者も申請ができる。ただし、対象の免許状又は資格が取得できなかった場合は、第2次試験に合格していても、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す場合があるので注意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

申請要件	志願校種・職及び加点						
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		養護教諭	栄養教諭
				特A	特B		
① 司書教諭の資格を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3	3	3		
② 大学院を修了した者又は大学院に在学している者。	3	3	3	3	3	3	3
③ 英検2級以上、TOEFL(iBT)61点以上又はTOEIC(L&R)550点以上のいずれかを有する者。 ※受験期日は問わない。	3				小学校 3		
			英語 3	英語 3	中高英語 3		
④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3				
⑤ 小学校・中学校両方の免許を有する者又は取得見込みの者。	3	3					
⑥ 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。		3			中学校 3		
⑦ 志願教科以外に、中学校教諭普通免許状「音楽・美術・技術・家庭のいずれか」を有する者又は取得見込みの者。	6	6					
⑧ 高等学校教諭志願者（情報以外）で、高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者又は取得見込みの者。			情報以外 3		高等学校 （情報以外） 3		
⑨ 高等学校教諭志願者（福祉以外）で、高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する者又は取得見込みの者。			福祉以外 3				
⑩ 特別支援学校教諭（小学部）志願者で、中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				小学部 3	小学部 3		
⑪ 特別支援学校教諭（中学部・高等部）志願者で、小学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				中高等部 3	中高等部 3		
⑫ 視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3		
⑬ 聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3		
⑭ 「臨床心理士」又は「公認心理師」の資格を有する者。				3	3		
⑮ 「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」のいずれかの資格を有する者。				3	3		
⑯ 「看護師」の免許状を有する者。						3	
⑰ 「管理栄養士」の資格を有する者。							3
⑱ 小学校教諭志願者（離島教育特別採用選考）で、大学又は大学院において（科目等履修生を含む）、「複式教育論」「小規模教育論」などの科目の単位を取得している者。	離島 3						

【加点申請手続き】

出願時の電子申請システムからの入力に加え、**第1次試験当日**に、「加点申請書」及び各要件を証明する下記の書類の**原本**を提出すること（「加点申請書」は、教員採用試験ホームページからダウンロードする）。

①については「修了証書」又は「取得見込み証明書」、②については「大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。④～⑰については、それぞれの免許状又は受講中であることを証明するものを提出すること。なお、⑯については、厚生労働省発行の「登録済証明書（看護師籍）」も可とする。⑱については、申請者に対して別途連絡する。

8 出願手続き・受験票の交付

(1) 出願方法

原則として、インターネットを利用した電子申請で出願すること。

なお、郵送の場合は、願書（両面印刷）、各種申請書（該当者のみ）を教員採用試験ホームページからダウンロードして作成し、封筒〔角形2号（24.0cm×33.2cm）〕に入れ、封筒の表に志願校種・職、教科・科目を記入の上、必ず簡易書留で送ること。

※1 身体的な事情により受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。

※2 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて、中国語又は韓国語の能力を証明するものを出願期間内に郵送すること。

●長崎県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 出願先（校種・職に関わらず下記に提出すること）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁 高校教育課 県立学校人事班

※ 実施要項の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔角形2号（24.0cm×33.2cm）〕、返信先記入、210円郵便切手貼付]を添えて、上記に申し込むこと。

(3) 出願期間

令和6年4月15日（月）午前10時 ～ 4月25日（木）午後5時まで

（郵送の場合は、4月25日（木）までの消印有効）

※ ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、以下の期間とする。

令和6年5月15日（水）午前10時 ～ 7月26日（金）午後5時まで

（郵送の場合は、7月26日（金）必着）

(4) 受験票の交付

令和6年5月17日（金）発送予定

※1 ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、令和6年7月31日（水）発送予定。

※2 受験票が発送予定日後2週間以内に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課（オンライン受験については義務教育課）まで連絡すること。

9 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日	試 験 会 場		
令和6年	長崎県立長崎西高等学校	長崎市竹の久保町12-9	TEL：095-861-5106
6月16日（日）	長崎県立長崎北陽台高等学校	西彼杵郡長与町高田郷3672	TEL：095-883-6844

校種・職	時 間		9:00		9:50		10:40		11:30		12:00		12:50			
	小学校教諭	受 付 ・ 諸 注 意	教 職 ・ 一 般 教 養 (50)	休 憩	専門教科・科目（80）						昼					
中学校教諭	専門教科・科目（80）										実 技					
音・美・保体	専門教科・科目（50）				オリエンテーション						英会話カテスト					
英 語	専門教科・科目（80）															
高等学校教諭	専門教科・科目（80）															
音・美・保体	専門教科・科目（50）				オリエンテーション						実 技					
英 語	専門教科・科目（80）										英会話カテスト					
特別支援学校教諭	特A				専門教科・科目（80）								食			
	特B				出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）								出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）			
養 護 教 諭	専門教科・科目（80）															
栄 養 教 諭	専門教科・科目（80）															

(注) ① 試験会場と集合時刻については、受験票により通知する。

② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。

③ 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験すること。

④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分「特B」を選択する者は、出願時に選択した教科・科目と同じ試験（実技試験も含む）を受験すること。

- ⑤ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末腕時計は不可とする。
- ⑥ **各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。**

(2) 筆記試験内容

試験 校種・職	筆記試験の内容等			
	教職・一般教養	専門教科・科目		
小学校教諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの、及び教員に必要な一般的教養	小学校の全教科		
中学校教諭		志願した教科（英語受験者はリスニングを含む）		
高等学校教諭		志願した教科又は科目（英語受験者はリスニングを含む） ※ 地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目の他に、その教科全般の問題も課す（地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む）。		
特別支援学校教諭		受験区分	特A	特別支援教育に関する内容
		特A又は特Bのいずれかを選択	特B	小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ（実技試験も含む）
養護教諭		養護教諭に関する内容		
栄養教諭	栄養教諭に関する内容			

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実技試験の内容等											
中学校・高等学校教諭（音楽）	○ 必須…弾き歌い <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページ(ウ)に示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。 高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。 </div>											
	○ 選択…次のⅠ～Ⅲの中から1つを選択する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">選択項目</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>ピアノ</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>声楽</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ</td> <td>器楽（ピアノ以外）</td> <td>任意の1曲（無伴奏でも可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則として受験者による相互伴奏とする（必要な伴奏楽譜等は持参すること）。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする（CDプレーヤーは県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDプレーヤーで再生できないことがあるので注意すること）。</p>		選択項目	内 容	Ⅰ	ピアノ	任意の1曲	Ⅱ	声楽	任意の1曲	Ⅲ	器楽（ピアノ以外）
	選択項目	内 容										
Ⅰ	ピアノ	任意の1曲										
Ⅱ	声楽	任意の1曲										
Ⅲ	器楽（ピアノ以外）	任意の1曲（無伴奏でも可）										
中学校・高等学校教諭（美術）	○ 水彩画〔提示される対象を描く〕 ○ 水彩道具、カルトン、イーゼル、クリップ、鉛筆等、制作に必要な道具類は、受験者持参とする。 ○ 水彩紙（四つ切）は、県教育委員会で準備する。											
中学校・高等学校教諭（保健体育）	○ 必須…水泳 ○ 選択…次のⅠ群～Ⅲ群の中からそれぞれ1種目選択する。 Ⅰ群（器械運動〔マット運動〕、陸上競技〔ハードル走〕） Ⅱ群（バレーボール、バスケットボール、ソフトボール） Ⅲ群（柔道、剣道、ダンス） ※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 （柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること） （水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること） ※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。											
中学校・高等学校教諭（英語）	外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う（25分程度）。											

(4) 試験当日に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
受験票	5月下旬に送付されるので、写真〔縦4cm×横3cm、令和6年4月以降に撮影したもの〕を貼付しておくこと。
写真票	ダウンロードした写真票に、写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入しておくこと。
返信用封筒1通 〔角形2号(24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き)〕	返信先を記入(「～行」と書かず「～様」とする)の上、郵便切手300円分を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、7月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
加点申請書及び加点申請に係る書類の原本	加点申請をした者は、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の原本を持参し、試験会場で提出すること(「加点制度」参照)。本部で確認後、試験当日に返却する。 ※ 改姓している場合は、改姓を証明できるものを持参すること。 ※ 免許・資格等を取得見込みで加点申請をした者は、受講中であることを証明する書類を提出すること。
時計	計時機能のみのものとする(通信機能付ウェアラブル端末腕時計は不可)。

(注) 上記の他、各校種・職及び教科・科目において特に必要な物品がある場合は、後日、教員採用試験ホームページに掲載するので、確認の上、当日持参すること。

(5) 第1次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和6年7月19日(金)発送予定)。7月24日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(7月19日(金)午前10時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

10 第2次試験

(1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ試験を受験する。

(2) 会場・期日・試験内容

会場	長崎県教育センター会場受験	オンライン受験(注②)
期日	令和6年8月21日(水)～9月2日(月)のうち指定された1日又は2日(注①)	令和6年8月24日(土)
試験内容	① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接 【小学校教諭・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬授業を含む。 ・高等学校教諭(英語)志願者は、英語による質疑応答を含む。 【養護教諭】 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 ③ 実技試験(中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」「看護」受験者のみ)	① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接(教科に関する課題面接を含む)

(注) ① 中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」「看護」受験者は、実技試験実施のため指定された日を含む2日。

② 小学校・中学校の「本免」申請者を対象とする(「本免」参照)。

(3) その他

① 第2次試験時に提出すべき書類や上記実技試験の準備物及び適性検査の受検方法については、第2次試験の受験通知と併せて通知する。

② **試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。**

(4) 第2次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和6年10月4日(金)発送予定)。10月9日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(10月4日(金)午前10時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

11 試験の評価・選考方法

(1) 評価及び評価の観点

試 験		評 価	観 点	
第 1 次 試 験	教職・一般教養試験	50点満点	○知識	○理解
	専門教科・科目試験	100点満点 (音・美・体 以外) 50点満点 (音・美・体)		
	実技試験	75点満点 (中:音・美・体)	○技能	○態度
		100点満点 (高:音・美・体)	○知識 (体)	○表現 (音・美)
英会話カテスト	15点満点 (中英・高英)	○技能 ○知識	○態度 ○表現	

試 験		評 価	観 点	
第 2 次 試 験	実技試験	A～Eの5段階評価 (中技・中家・高家・高看)	○技能 ○知識 ○適性 (看)	○態度 ○表現 (技・家)
	小学校教諭・中学校教諭 個人面接 (教科に関する課題面接を含む)	10～1の10段階評価	○適性 ○社会性 ○専門性	○意欲 ○指導力
	高等学校教諭・特別支援学校教諭 個人面接 (教科等に関する模擬授業を含む)			
	養護教諭 個人面接 (児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む)			
	栄養教諭 個人面接 (学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む)			

(2) 選考方法

第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。

第2次選考：第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

12 公開・開示

(1) 第1次試験の教職・一般教養、専門教科・科目試験の問題・解答例・配点については、過去5年分を県民センター (TEL:095-826-0141) 等で公開している (教職・一般教養については、教員採用試験ホームページでも公開)。また、第2次試験の実技試験、課題面接及び模擬授業の問題については、過去5年分を県民センター等で公開している。

(2) 第1次試験 (教職・一般教養、専門教科・科目、実技) の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランク、第2次試験 (実技、個人面接) の段階評価及びA～Cの3段階で示した第2次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。

(3) 令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で下表に該当する者については、令和8年度採用選考試験の第1次試験を免除する。ただし、令和7年度に受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。

区分	校種・職	対象となる志願者	免除内容
通免	小学校教諭	令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。また、中学校教諭志願者で小学校を第2志望とした者については、小学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者。ただし、令和7年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者 (非常勤講師を含む)。	第1次試験の全て
	中学校教諭 栄養教諭	令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。ただし、令和7年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者 (非常勤講師を含む)。	
	高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 (全ての校種)	令和7年度選考試験の「区分Ⅱ」合格者のうち、名簿登載されなかった者。	

13 登載・任用

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校教諭 中学校教諭 栄養教諭	I	名簿登載日から令和8年3月31日まで
高等学校教諭 特別支援学校教諭	I	名簿登載日から令和8年3月31日まで
養護教諭(全ての校種)	II	名簿登載日から令和6年12月31日まで

(2) 任用

校種・職	区分	任用について
小学校教諭 中学校教諭 栄養教諭	I	原則として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに任用する。
高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭(全ての校種)	I	原則として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに任用する。
	II	(1)の区分IIに示す名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退者が出た場合又は定年退職以外の退職希望者が生じた場合に、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに任用する。

(3) 「区分II」の者のうち名簿登載されなかった者は、同一校種・職、教科・科目を受験する場合に限り、令和8年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除する。

14 名簿登載期間更新制度

令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験において採用候補者名簿に登載された者のうち、次のX～Zの場合に限り、名簿登載期間を1年間延長できる。

【共通事項】

- ① 名簿登載期間更新の申請を希望する者は、出願時に願書の調査事項にその意志を明記する。
- ② 第2次選考結果通知で名簿登載期間更新申請の許可が与えられた場合は、令和6年12月末までに申請手続きをすることができる。なお、この手続きをする場合は、令和7年度の採用を辞退することになる。また、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは若干名とする。
- ③ 名簿登載期間の再度の更新は、令和7年12月下旬(予定)に書類及び面接による審査を行い、決定する(面接の日時や提出書類等については、令和7年11月下旬までに別途通知する)。なお、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。

【X】大学院進学予定又は大学院在籍に伴う名簿登載期間の更新

- ① 大学院進学予定者については、令和6年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。ただし、やむを得ない事情により期限内に手続きができない場合は長崎県教育委員会(志願校種・職の担当課)に連絡すること。
- ② 任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

【Y】妊娠・出産・育児に伴う名簿登載期間の更新

- ① 第2次試験合格後、妊娠等により新たに申請を希望する場合は、すみやかに長崎県教育委員会(志願校種・職の担当課)に連絡すること。

【Z】合格後2年以内に普通免許状を取得見込みの者の名簿登載期間の更新

- ① 小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により合格した者に限る(「社会人特別採用選考」参照)。
- ② 令和9年3月31日までに志願する校種・教科の普通免許状を取得できない場合は、採用を取り消す。

15 その他

- (1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。ただし、次の①～③について留意すること。
 - ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。
 - ② 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象者とする。
 - ③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。
- (2) 養護教諭志願者は高等学校看護教諭(助教諭)を第2志望とすることができる。ただし、養護教諭普通免許状に加え、高等学校教諭普通免許状「看護」もしくは看護師免許を有する者に限る(令和7年3月31日までに取得見込みの者も可)。養護教諭普通免許状と看護師免許しか有しない場合は、臨時免許状による看護助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から看護教諭(特別免許状による)として任用する。また、看護教諭(助教諭)として採用し、原則6年間の任用後、養護教諭として任用することがある。
- (3) この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、別に特別選考を実施する場合がある。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第17号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	
<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 	<ul style="list-style-type: none"> ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3

長崎県公安委員会告示第18号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	
<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 	<ul style="list-style-type: none"> ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3

長崎県公安委員会告示第19号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更後	変更前	
<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 	<ul style="list-style-type: none"> ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二一
二一四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト